

○宍粟市老人福祉センター管理規則

平成17年4月1日

規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市老人福祉センター条例（平成17年宍粟市条例第100号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、宍粟市老人福祉センター（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 施設において行う業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 老人の生活、住居、身上等に関する相談業務
- (2) 老人の疾病予防及び治療に関する相談業務
- (3) 老人の生業及び就労等についての相談業務
- (4) 老人の後退機能の回復訓練等に関する業務
- (5) 老人の教養の向上及びレクリエーション等の業務及び必要な便宜の提供
- (6) 単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営についての援助指導に関する業務
- (7) 老人問題に関する調査研究及び情報の提供等に関する業務
- (8) その他市長が必要と認める業務

(使用許可申請)

第3条 施設を使用しようとする者は、つちのこホール使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し許可を受けなければならない。

(使用許可)

第4条 市長は、施設の使用を許可したときは、つちのこホール使用許可書（様式第2号）を交付する。

(使用者の義務)

第5条 第4条の許可を受けた者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備、備品等の損傷のおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けず施設、設備、備品等を使用しないこと。
- (3) 施設、設備、備品等の使用後は、直ちに整理整頓をし、清掃すること。
- (4) 設備のない場所での火気の使用はしないこと。
- (5) 前各号のほか、係員の指示に従うこと。

(利用料金の承認等)

第6条 条例第11条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用料金を

定めるときは、指定管理者はつちのこホール利用料金承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、つちのこホール利用料金承認書（様式第4号）により、指定管理者に通知するものとする。
- 3 施設の利用料金を変更するときは、前2項の規定の例によるものとする。
- 4 利用料金の減免基準を定めるときは、指定管理者はつちのこホール利用料金減免承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、つちのこホール利用料金減免承認書（様式第6号）により、指定管理者に通知するものとする。

（読み替え）

第7条 条例第11条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」に読み替え、様式第1号及び様式第2号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「宍粟市長」とあるのは「指定管理者」に読み替える。

（公告等）

第8条 市長は、第6条の規定により利用料金及び利用料金の減免を承認したときは、公告するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは利用料金及び減免基準を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規則第202号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の宍粟市老人福祉センター管理規則（平成17年規則第70号。以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為及び改正前の規則第5条の規定については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定期間の開始日の前日）までの間は、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

| | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|--|---------------------------|--------|
| つちのこホール使用許可申請書 | | | | |
| | | | 第 号 年 月 日 | |
| 宍粟市長 様 | | 申請者 住 所 団体名 代表者 氏 名 ㊤ | | |
| 次のとおり使用を許可くださるよう申請します。 | | | | |
| 使 用 目 的 | | | | |
| 使 用 日 時 | 年 月 日 | 午前 午後 | 時 分 ～ 午前 午後 | 時 分 |
| 使 用 人 員 | 人 | 内 訳 | 男 人 女 人 | |
| 使 用 場 所 | 集会室・調理実習室・会議室・相談室・和室・談話室・全館 | | | |
| 使 用 料 | | | | |
| 備 考 | | | | |

様式第2号（第4条関係）

| | | | |
|----------------|-----------------------------|----------|------------|
| つちのこホール使用許可書 | | | |
| | | 第 号 | |
| | | 年 月 日 | |
| 様 | | | |
| | | 宍粟市長 | 印 |
| 次のとおり使用を許可します。 | | | |
| 使用目的 | | | |
| 使用日時 | 年 月 日 | 午前 午後 | 時 分 時 分 |
| 使用人員 | 人 | 内 訳 | 男 人 女 人 |
| 使用場所 | 集会室・調理実習室・会議室・相談室・和室・談話室・全館 | | |
| 使用料 | | | |
| 備考 | ※施設の使用については、係員の指示に従うこと。 | | |

様式第3号（第6条関係）

つちのこホール利用料金承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地
申請者 指定管理者名
代表者氏名 ㊟

つちのこホール利用料金を下記のとおりとしたいので、宍粟市老人福祉センター管理規則第6条の規定に基づき承認を申請します。

記

つちのこホール利用料金

様式第4号（第6条関係）

つちのこホール利用料金承認書

年 月 日

指定管理者名

代表者 様

宍粟市長 団

年 月 日付けで申請のありましたつちのこホール利用料金については、承認します。

様式第5号（第6条関係）

つちのこホール利用料金減免承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地
申請者 指定管理者名
代表者氏名 ㊤

つちのこホール利用料金の減免について下記のとおりとしたいので、宍粟市老人福祉センター管理規則第6条の規定に基づき承認を申請します。

記

つちのこホール利用料金減免基準

1 免除するもの

(1)

(2)

2 減額するもの

利用料金減額 %

様式第6号（第6条関係）

| | | |
|--------------------------------------|------|---|
| つちのこホール利用料金減免承認書 | | |
| | 年 | 月 |
| | | 日 |
| 指定管理者名 | | |
| 代表者 | 様 | |
| | 宍粟市長 | 印 |
| | 年 | 月 |
| | 日 | 付 |
| けで申請のありましたつちのこホール利用料金の減免については、承認します。 | | |

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)